

高根沢町監査委員告示第3号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく平成27年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を審査したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年8月24日

高根沢町監査委員 寺田光夫

高根沢町監査委員 鈴木利二

平成27年度高根沢町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
(別添)

平成 27 年 度

高根沢町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高根沢町監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 27 年度健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を審査しましたので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 28 年 8 月 24 日

高根沢町長 加 藤 公 博 様

高根沢町監査委員 寺 田 光 夫

高根沢町監査委員 鈴 木 利 二

平成 27 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成 19 年 6 月 22 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から一部施行、平成 21 年 4 月 1 日から本格施行された。

これにより、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標を議会に報告し、公表することとされ、また、それが一定の基準値を超え悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めるなどの義務付けがなされた。

2 審査の概要

この審査は、平成 28 年 7 月 25 日に町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率	平成 27 年度 決算に係る 比率 (%)	早期健全化基準 又は経営健全化 基準 (%)	備 考
1 実質赤字比率	—	14.28	
2 連結実質赤字比率	—	19.28	
3 実質公債費比率	4.8	25.0	
4 将来負担比率	—	350.0	
5 (1) 高根沢町水道事業に係る 資金不足比率	—	20.0	
(2) 高根沢町公共下水道事業に 係る資金不足比率	—	20.0	
(3) 高根沢町農業集落排水事業 に係る資金不足比率	—	20.0	

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成 27 年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成 27 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成 27 年度の実質公債費比率は 4.8%となっており、これは早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成 27 年度の将来負担比率は、将来負担額を生じていないため該当なしとなっている。

オ 高根沢町水道事業に係る資金不足比率

平成 27 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 高根沢町公共下水道事業に係る資金不足比率

平成 27 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 高根沢町農業集落排水事業に係る資金不足比率

平成 27 年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特に認められなかった。

参考：各財政指標の解説

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「実質赤字比率」である。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「連結実質赤字比率」である。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3か年の平均値）であり、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すものが「実質公債費比率」である。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する程度を示すものが「将来負担比率」である。

⑤ 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前にチェックするものである。